



# 島根県報

平成28年 4 月22日 (金)

号外 第 103 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委公告】**

平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

(学 校 企 画 課) 2

**教 育 委 員 会 公 告**

平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成28年 4 月22日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 目 的

この試験は、平成29年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)～(3)の全てに該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和32年4月2日以降に生まれた者
- (3) 「4 要件」に定める教員免許状等の資格を有する者

3 募集区分等

校種 ・職種	募集区分		教科 (科目等)	募集人数		
小学校 教 諭	A	全県		90人程度	100 人 程 度	
	B 1	勤務地域限定		石見地域		10人程度
	B 2			隠岐地域		
	C	数理		全県		(10人程度) ※小学校全体に含む
	D 1	勤務地域限定		石見地域		
D 2	隠岐地域					
中学校 教 諭	E	全県	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	35人程度	45 人 程 度	
	F	勤務地域限定(石見地域)	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	10人程度		
	G	特別支援教育担当	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	(若干名) ※中学校全体に含む		
高等学校 教 諭	H	全県	国語、地理歴史及び公民、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、芸術(音楽)、保健体育、家庭、農業(土木)、工業(電気・機械・建築)、商業、水産(漁業・機関)、福祉	26人程度	28 人 程 度	
	J	勤務地域限定 (隠岐地域に採用から10年以上勤務)	国語、地理歴史及び公民、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、保健体育、家庭	(若干名) ※高等学校全体に含む		
	K	特別体育専任(勤務校限定)	保健体育 (カヌー・ウエイトリフティング)	2人		
	L	社会人を対象とした選考	農業(土木)、工業(電気・機械・建築)、商業、水産(漁業・機関)	(若干名) ※高等学校全体に含む		
	M	助教諭として採用する選考	工業(電気・機械・建築)	(若干名) ※高等学校全体に含む		
特別支援 学校教諭	N	小学部		20人程度		
	P	中学部			技術	
	Q	中学・高等部			国語、社会・地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	
養護教諭	R	全県		20人程度		
栄養教諭	S	全県		2人程度		
全校種 ・職種	T	障がいのある方を対象とした選考		3人程度		

4 要 件

校種 ・職種	募集 区分	要 件
小学校 教 諭	A	小学校教諭普通免許状の所有者
	B 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状の所有者
	B 2	イ B 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 B 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	C	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	D 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
D 2	イ D 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 D 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者	
中学校 教 諭	E	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
	F	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、保健体育）の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	G	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
高等学校 教 諭	H	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、音楽、保健体育、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉）の所有者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、「地理歴史」と「公民」両方の高等学校教諭普通免許状の所有者。高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可 ・高等学校教諭「水産（機関）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可 ・高等学校教諭「福祉」については、高等学校教諭普通免許状「福祉」の所有者で、かつそれ以外の教科の高等学校教諭普通免許状又は、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者
	J	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、保健体育、家庭）の所有者で、採用から10年以上隠岐地域（隠岐郡）に勤務できる者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、「地理歴史」と「公民」両方の高等学校教諭普通免許状の所有者。高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可
	K	次のア及びイの要件を満たす者 ア 高等学校教諭普通免許状「保健体育」の所有者 イ 特別体育専任教員として、カヌーは島根中央高等学校、ウエイトリフティングは出雲農林高等学校に勤務できる者
	L	高等学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験（5年程度）を有する者 [特別免許状による採用]
	M	高等学校教諭普通免許状を有しない者で、大学（電気・機械・建築）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る）を卒業又は平成29年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者 [臨時免許状による採用]
特別支援 学校教諭	N	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	P	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	Q	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校かつ高等学校教諭普通免許状の所有者
養護教諭	R	養護教諭普通免許状の所有者
栄養教諭	S	栄養教諭普通免許状の所有者
障がいのある方を 対象とした選考	T	次のア～エの要件を全て満たす者 ア 募集区分A～Sにおいて、採用を希望する区分一つを選択し、その定める要件を満たす者 イ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ウ 自力で通勤が可能なる者 エ 介助者なしで教員として職務の遂行が可能なる者

備考 ・要件の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。  
 ・平成29年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。  
 ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、「3 募集区分等」の「校種・職種」欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

5 第 1 次試験免除の特例

(1) 特例の内容

- ・第 1 次試験全免除は、一般教養・教職教養試験及び専門教養試験を免除することをいう。
- ・第 1 次試験一部免除は、一般教養・教職教養試験を免除することをいう。

(2) 特例の対象

① 現職教諭（正式採用）として勤務している者への特例

現職教諭とは、島根県外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭（いずれも正式採用）として勤務している者で、平成29年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者のことをいう。

特例区分	対象となる校種・職種
① 全免除	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭（農業、工業、水産、福祉）、特別支援学校教諭
② 一部免除	高等学校教諭（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、芸術、保健体育、家庭、商業、特別体育専任）、養護教諭、栄養教諭

② 前年度第 2 次試験の全てを受験した者への特例

特例区分	要件
③ 全免除	募集区分 A～T に出願した者で、次の①～③の要件を全て満たす者 ① 前年度第 2 次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階が A で、「平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第 1 次試験免除について（通知）」が島根県教育委員会から送付されている者 ② 出願時に、国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭、講師・養護助教諭・学校栄養職員（いずれも非常勤を含む）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務している者 ③ 前年度試験と同一校種・職種に出願する者
④ 一部免除	募集区分 A～T に出願した者で、次の①～③の要件を全て満たす者 ① 前年度第 2 次試験の全てを受験した者（平成28年度島根県公立学校教員採用候補者名簿に登録された後、採用を辞退した者、及び特例区分③に該当する者は除く） ② 平成28年度（平成28年5月1日現在）に島根県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、又は共同調理場に臨時的任用教職員（講師・養護助教諭（いずれも非常勤を含む）、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として勤務している者 ③ 前年度試験と同一校種・職種に出願する者

6 出願手続

(1) 出 願 期 間 平成28年5月9日（月）～5月24日（火）

(2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

① 提出の際は、ア、イいずれかの封筒を使用してください。

ア 別添の出願用封筒

イ 角形 2 号（33.2cm×24.0cm）封筒の表裏に所定の用紙（島根県教育庁学校企画課ホームページの実施要項の中からダウンロードし、普通紙にカラー印刷したもの）を貼ったもの

② 直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時までとします。郵送の場合は平成28年5月23日（月）までの消印を有効とします。

(3) 留 意 事 項

① 車椅子の使用や点字など受験への配慮を希望する場合は、願書該当欄の「希望する」を○印で囲んでください。後日学校企画課から連絡します。

② 募集区分 L の出願者は、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、願書提出後、学校企画課から連絡します。

③ 募集区分 T の出願者は、障がいの程度に応じて、試験の一部を免除する場合があります。このことについては、後日学校企画課から連絡します。

④ 特例区分①～④のいずれかに該当する者で、特例を申し出る場合は、願書の特例区分①～④のいずれか一つを○印で囲んでください。○印の記入がない場合は、第 1 次試験全免除又は一部免除の対象になりません。なお、特例区分③を申し出る者は、「平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第 1 次試験免除について（通知）」の写し（コピー）を提出してください。

⑤ 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

① 全出願者が提出する書類

提出書類等		部数
願書	・本県所定の用紙（様式 1）を使用すること（記入例 1・記入例 2 を参照）	1 部
基本データ入力票①・②	・本県所定の用紙（様式 2・様式 3）を使用すること（記入例 3 を参照）	各 1 部
受験票	・本県所定の用紙（様式 4）を使用すること	1 部
連絡用封筒	・のり付封筒（両面テープ貼付可）角形 2 号（33.2cm×24.0cm）を使用すること ・封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける）を明記し、それぞれに 365円分の切手を貼付すること	2 部

② 該当する出願者が提出する書類

提出書類等		部数	
在職証明書	特例区分 1 及び 2 の出願者	・島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭（いずれも正式採用）として勤務していることを所定の様式により証明を受けること ※様式は、島根県教育庁学校企画課ホームページよりダウンロードすること	1 部
	特例区分 3 の出願者	・国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭、講師・養護助教諭・学校栄養職員（いずれも非常勤を含む）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校に勤務している者は除く ※様式は、島根県教育庁学校企画課ホームページよりダウンロードすること	1 部
免除対象であることを証明する書類	特例区分 3 の出願者	「平成 29 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第 1 次試験免除について（通知）」の写し（コピー）	1 部
競技歴・指導歴調査票	募集区分 K の出願者	・所定の様式に必要な事項を記入し提出すること ※様式は、島根県教育庁学校企画課ホームページよりダウンロードすること	1 部
社会的実務経験に関する書類	募集区分 L の出願者	願書提出後、書類作成について連絡します	1 部

7 選考試験

(1) 期日及び会場

① 第 1 次試験

期日 平成 28 年 7 月 17 日（日）

会場 島根県立松江南高等学校（松江市八雲台 1-1-1） 島根県立松江商業高等学校（松江市浜乃木 8 丁目 1-1）

※時間、会場及び携行品の詳細については、受験票送付の際に通知します。

② 第 2 次試験

期日 平成 28 年 8 月 27 日（土）～ 9 月 3 日（土） ※詳細は第 1 次試験の結果に併せ通知します。

(2) 試験内容等

校種・職種	試験日 募集区分	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験			
		7 月 17 日（日）		8 月 27 日（土）～ 9 月 3 日（土）			
		筆記試験		実技試験			
小学校教諭	A B 1 B 2 C D 1 D 2	教育公務員として必要な一般教養・教職教養	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養		小 面 論	模 擬 授 業	○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技
	E F		●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養				
中学校教諭	G		●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養			

		第 1 次 試 験		第 2 次 試 験				
校種 ・職種	試験日 内容 募集区分	7月17日(日)		8月27日(土)～9月3日(土)				
		筆 記 試 験		実 技 試 験				
高等学校教諭	H J K L M	●高等学校教諭として必要な各教科(科目等)の専門的知識や教養 ○理科(物理・化学・生物)受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養 ○農業(土木)の受験者については、農業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○工業(電気・機械・建築)受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○水産(漁業・機関)受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養		小 面 模 擬 授 業 文 接	模 擬 授 業	○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○保健体育及び特別体育専任受験者は、保健体育実技 ○家庭受験者は、家庭実技 ○商業受験者は、商業実技		
		特別支援学校教諭	N P Q			●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養	○技術実技
							●中学校教諭として必要な教科の専門的知識や教養	○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○家庭受験者は、家庭実技
							●中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養	
		養護教諭	R			●養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロールプレイング
栄養教諭	S	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養		場面指導				
障がいのある方を対象とした選考	T	願書に記載した募集区分(A～Sのいずれか)の内容を実施		願書に記載した募集区分(A～Sのいずれか)の内容を実施				

(3) 試験結果の通知

① 第1次試験 平成28年8月9日(火)

② 第2次試験 平成28年9月28日(水)

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて学校企画課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日に次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	●免許状所有者 ・所有する全ての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書(授与された都道府県教育委員会へ申請すること) ※島根県教育委員会において授与された普通免許状については、授与証明書の提出を必要としない ・免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類 ●免許状取得見込者 ・平成29年3月卒業予定者は、その大学の発行する <b>免許状取得見込証明書</b> ・通信教育受講者等は、 <b>免許取得可能であることを証明する書類</b> (履修証明書等)	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書等	●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者 ・文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー) ●修了証書取得見込(平成29年4月1日現在で修了証書を有していること)の者 ・既に修得している単位修得証明書の写し(放送大学については成績通知書の写し)及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること ※様式は、島根県教育庁学校企画課ホームページよりダウンロードすること	1部

## 8 選考にあたって考慮する事項

- (1) 教員採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、平成29年4月1日現在で学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者の選考にあたっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者（水産）の選考にあたっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

## 9 教員採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成29年度島根県公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。この場合、出願した校種と異なる校種に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務することがあります。
- (3) 名簿登載期間は、登載された日から平成30年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (5) 現に大学院又は教職大学院（以下大学院等）に在学中の者で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に専修免許状取得見込の者にあつては、名簿登載後の申し出により、名簿登載期間内での採用延期を認めます。
- (6) 平成29年4月に大学院等へ進学し、平成31年3月31日までの間に専修免許状取得見込の者にあつては、名簿登載後の申し出により、名簿登載期間は登載された日から平成31年4月1日までとし、名簿登載期間内での採用延期を認めます。
- (7) 社会人を対象とした選考（募集区分L）における高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (8) 助教諭として採用する選考（募集区分M）における高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (9) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望の有無について願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。
- (10) 選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。
- (11) 出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。

## 10 その他

- (1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課 電話 (0852) 22-6608
- (2) 自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合は、島根県教育庁学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) でお知らせします。
- (3) 受験票が平成28年6月24日（金）までに届かない場合は学校企画課に連絡してください。
- (4) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、校種・職種・募集区分・教科（科目等）の変更はできません。
- (5) 提出書類は、島根県教育庁学校企画課ホームページの実施要項の中からダウンロードすることができます。ただし、出願書類として使用する場合は以下の事項に注意してください。
  - ① ダウンロードした書類は全て変倍せずに印刷すること。
  - ② 様式1・様式2・様式3は普通紙（A4サイズ）に片面印刷したものを使用すること。
  - ③ 様式4は、はがき又は、はがきサイズではがき程度の厚さの紙に直接印刷したものを使用すること。
- (6) 提出書類については、一切返却しません。

この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。

- ・平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験願書（様式1）
- ・平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験基本データ入力票①・②（様式2・様式3）
- ・平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験受験票（様式4）
- ・出願用封筒
- ・選考試験願書の記入例（記入例1・記入例2）
- ・基本データ入力票①・②の記入例（記入例3）
- ・リーフレット（石見・隠岐地域限定採用、障がいのある方を対象とした選考）